

災害税務に関する日米比較

—— 阪神・淡路大震災とロサンゼルス・
ノースリッジ地震を比較して ——

山 内 進

1. はじめに

1995年1月15日（平成7年）の阪神・淡路大震災により、被災地域における被害は、工場・店舗等の被災企業数、死者、負債者等の被災企業関係者の被害数とも、戦後最大の被害であったとみられる。被害総額は約96,000億円であった（図表1）。阪神・淡路大震災のちょうど一年前の1994年の1月15日にアメリカのロサンゼルス地震が発生した¹⁾。この被害額は300億ドルであった（図表2）。

わが国政府は、阪神・淡路大震災勃発後、多くの法律上、行政上の措置を打ち出してきた。従来からわが国の税法で規定されていた災害に対する税法の一般措置（図表3，4，5）の他に、阪神・淡路大震災に対応した行政上の措置（図表6）の一つとして税法上の特例措置（図表7，8，9）が設けられた²⁾。

このような背景から本小論では、阪神・淡路大震災でのわが国の被災者に適用された税法上の規定（特別規定と従来からの災害税務の一般規定）とロサンゼルス・ノースリッジ地震での被災者に適用されたアメリカの税法の規定（特別規定と従来からの災害税務の一般規定）を比較検討するものである（図表10）。

災害税務の関する国際比較論文は、筆者の知る限りわが国においてみられない。その意味において本研究は意義があると信ずる。本小論は、まず日米の災害税務を比較する。その後、その日米における災害税務の相違点を踏まえて、わが国における災害税務の問題点を指摘するものである。

税理士連合会等新潟地震のときの災害課税を斟酌して、阪神・淡路大震災のときにも税制上の特別措置を要望していた³⁾。筆者が今日の阪神・淡路大震災に対しての災害課税の規定と問題点を検討することは、またわが国に地震が発生したときに災害課税を創設する上で役立つといえる。

図表 1 阪神・淡路大震災の被害額

項 目	被 害 額
建築物等（住宅、店舗・事務所・工場、機械等）	約 6 兆 3,000 億円
上記うち店舗、事務所、工場等 うち機械等	約 1 兆 7,500 億円 約 6,800 億円
交通基盤施設（道路、港湾、鉄道）	約 2 兆 2,000 億円
ライフライン施設（電気、ガス、水道等）	約 6,000 億円
うち電気 うちガス	約 2,300 億円 約 1,900 億円
その他	約 5,000 億円
総 計	約 9 兆 6,000 億円

出所 棚橋祐治「阪神・淡路大震災の産業への被害と対応」ジュリスト、1995、p.125

図表 2 災害による被害の比較

関 東 大 震 災	1923年 9 月	被害額 55.1 億円	死者・行方不明 14 万人 損失家屋 57.5 万戸
福 井 地 震	1948年 6 月	被害額 22 億円	死者・行方不明 3,709 人 損失家屋 3.9 万戸
ロサンゼルス・ ノースリッジ地震	1994年 1 月	被害額 300 億ドル	死者・行方不明 62 人 損失家屋 1 万戸
阪神・淡路地震	1995年 1 月	被害額 9 兆円強	死者・行方不明 5,504 人 損失家屋 20.7 万戸

出所 棚橋祐治「阪神・淡路大震災の産業への被害と対応」ジュリスト、No.1070、p.126、1995年

図表3 わが国の税法における災害税務の一般

災害時の所得税法上の取扱い	雑損控除 災害減免法による減免 損失の繰越控除・繰戻還付 申告期限の延長
災害時の法人税法上の取扱い	災害による欠損金の繰越控除 保険金等に関する圧縮記帳 資産の評価損の計上 耐用年数の短縮 申告期限の延長

出所 石黒進三『災害を巡る税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、1995年、pp.65-84

図表4 わが国の災害税務一般（雑損控除と災害減免法）所得税法関係

	所得税法（雑損控除）	災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領	災害に限る。
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産であること。 (棚卸資産や事業用固定資産、生活に通常必要でない資産は除く。)	損失額が住宅又家財の1/2以上であること。
控除額の計算または所得税の軽減額	控除額は次のイとロのうちいずれが多い方金額 イ 差引損失額－所得金額の10分の1 ロ 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円	(所得金額) (所得税軽減額) 500万円以下 全額免除 500万円超750円以下50%の軽減 750万円超1000万円以下25%軽減
手続き等	イ 源泉徴収表 ロ 罹災証明 ハ 災害に関連する支出額の領収書	イ 原則として損害を受けた年分所得金額が1000万円以下の人源泉徴収表添付 ロ 罹災証明 ハ 「損失額明細書」を添付

出所 山内ススム『所得税法要説』2006年、p.354

図表5 わが国の災害税務一般（資産損失）所得税法関係

	種 類	損 失 事 由	損 失 の 取 扱 い
固定資産	事業用固定資産 (事業所得, 不動産所得, 山林所得を生ずべき事業にかかるもの)	取り壊し, 除却, 滅失(損壊による価値の減少を含む)その他の事由 損失の事由を問わず(災害含む)	損失の生じた年分の不動産所得の金額, 事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する(法51①) 損失の金額は原価ベースで, 一部損失は〔損失発生直前の取得費とされる金額-損失発生直後の時価-廃材価格-保険金〕の算式で計算する。 全部損失は〔損失発生直前の取得費-廃材価格-保険金〕
	事業以外の業務用固定資産(不動産所得, 雑所得を生ずべき事業以外の業務にかかるもの)	災害, 盗難, 横領以外の事由	事業用固定資産の取扱いに準ずる。ただし, 必要経費に算入する金額は損失の生じた年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失を必要経費に算入しないで計算した計算した金額)を限度とする(法51④)
		災害, 盗難, 横領	雑損控除の対象(法72) 損失の金額は時価ベース 〔被災直前の時価-被災直後の時価-廃材価格-保険金〕の算式で計算する。
	生活に通常必要な固定資産	災害, 盗難, 横領	雑損控除の対象(法72)。 損失の金額は, 時価をベースで上記の算式により計算する。
	生活に通常必要でない固定資産	災害, 盗難, 横領	損失の生じた年分, その翌年分の譲渡益から順次控除する(法62)。 損失の金額は, 事業用固定資産の場合に準ずる
たな卸資産		損失の事由を問わず。(災害含む)	売上原価を通じて事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。
山 林		災害, 盗難, 横領	損失の生じた年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。損失の金額は原価ベースで計算する(法51③)。

図表 6 阪神・淡路大震災に係る法律一覧（法律名と所轄官庁）

1.	<ul style="list-style-type: none"> • 阪神・淡路大震災復興の基本方針および組織に関する法律 • 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 	国土庁
2.	<ul style="list-style-type: none"> • 被災市街地復興特別措置法 	建設省
3.	<ul style="list-style-type: none"> • 災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律 • 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 • 阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債発行の特例等に関する法律 • 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 	大蔵省
4.	<ul style="list-style-type: none"> • 地方税の一部を改正する法律 • 平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律 • 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会に議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 • 地方税の一部を改正する法律 	自治省
5.	<ul style="list-style-type: none"> • 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法 	総務省
6.	<ul style="list-style-type: none"> • 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法 	労働省
7.	<ul style="list-style-type: none"> • 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申し立ての手数料の特例に関する法律 • 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社に最低資本金の制限の特例に関する法律 • 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 	法務省

出所 棚橋祐治「阪神・淡路大震災の産学への被害と対応」ジュリスト、NO、1070、1995年、p.131

図表 7 阪神・淡路大震災と法人税の特例措置

平 7 年 1 月 17 日	震災発生	
1 月 25 日	国税庁告示第 1 号	申告期限の延長地域指定
2 月 20 日	震災特例法制定	主として所得税の特例
2 月 27 日	震災費用一法人税の取扱い	災特 a/c 復旧費用見積金等の取扱い
3 月 15 日	国税庁告示第 2 号	申告期限等の指定
3 月 15 日	申告期限通達	5 月 31 日延長の取扱い
3 月 27 日	震災特例法の一部改正	買換え・特別控除法人税の還付
3 月 30 日	震災特例法に関する通達	様式・震災損失等
4 月 10 日	通達解説 Q&A	震災損失・売掛債権・控除等具体例

出所 山田淳一郎他『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社, 1996年, p.144

図表 8 阪神淡路大震災と所得税の特例措置

平成 7 年 1 月 17 日	震災発生
平成 7 年 1 月 25 日	国税庁告示第 1 号
平成 7 年 2 月 20 日	災害被害者に対する租税の減免, 徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律
平成 7 年 2 月 20 日	災害被災者に対する租税の減免, 徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令
平成 7 年 2 月 20 日	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
平成 7 年 2 月 20 日	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
平成 7 年 3 月 15 日	国税庁告示第 2 号
平成 7 年 3 月 15 日	阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の取扱いについて (通達)
平成 7 年 3 月 27 日	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
平成 7 年 3 月 27 日	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令
平成 7 年 4 月 6 日	阪神・淡路大東災に関する諸費用等の所得税の取扱いについて (通達)
平成 7 年 4 月 25 日	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う所得税 (譲渡所得関係) の取扱いについて (通達)

出所 山田淳一郎他『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社, 1996年, p.47

図表 9 阪神・淡路大震災に関する税務上の特例措置の概要

所得税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅取得促進税制の特例 今回の大震災により居住できなくなった場合、6年間の控除期間の残存期間についても適用 2. 給与所得者等の住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例 無利息等で貸付けを受けても経済的利益の課税無
法人税	平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に終了する各事業年度において、一定金額を繰戻還付
所得税・法人税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（5年間） <ol style="list-style-type: none"> ①耐用年数45年未満…50% ②耐用年数45年以上…70% 2. 事業用資産の買換特例 課税繰延割合の改正 3. 被災代替資産等の特別償却 4. 土地譲渡所得課税の特例 一定のものにつき5,000万円特別控除の容認など
住民税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雑損控除 平成6年分所得と平成7年分所得との選択適用可 2. 事業用資産に損害がある場合の必要経費の算入 平成6年分と平成7年分のいずれかに算入する選択可
相続税・贈与税	課税価格の計算特例 大震災発生直後の価額によること可など
地価税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災土地等に対する地価税の減免 2. 応急仮設住宅敷地等に係る地価税の免除
登録免許税	被災建物に代替する建物を取得した場合の免税
印紙税	平成7年1月7日から平成10年3月31日までの間に作成される一定の契約書の免除

出所 石黒進三『災害をめぐる税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、1995年、pp.115-116

図表10 ロサンゼルス・ノースリッジ地震の税務上の救済措置

支払期日の一ヶ月の拡張	売上税や使用税，ガソリン税，燃料使用税，アルコール飲料税，タバコ税に対する支払期日の一ヶ月の拡張
免除	提出日に申告書を提出できない人々には罰金や利子は免除
評価の切り下げ	家庭や企業組織のような損害を受けた財産に関する財産税の評価の切り下げと支払いの延期，資産税の軽減は州の税額査定者に災害から生じた財産価値の損失を認めさせる。価値の引下げは5000千ドルを超えなければならない。
税の払い戻し	流通業者や卸売業者や小売業者によって，市場性のない商品に支払われたアルコール飲料税やタバコ税の払い戻し
税の軽減	固定資産税の軽減
繰上げて雑損控除	地震の被害者は1993年の所得税申告の際に1994年のノースリッジ地震の災害損失に関する所得控除を適用できる。

2. わが国における税法上の従来からの災害税務一般

(1) 国税通則法上の災害税務の手續⁴⁾

① 申告期限の延長（国税通則法による申告期限の延長）

災害その他やむを得ない理由により申告，申請等の提出，納付を定められた期限までに行うことができないと認められる場合は，その理由のやんだ日から2か月以内に限り，国税庁長官等，税務署長は，その期限を延長することができる。これには国税庁長官による地域指定と税務署長による個別指定がある（通則法11，通則令3）。

② 災害により決算が確定しない場合の確定申告期限の延長

災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため確定申告書を確定申告提出期限までに提出することができないと認められる場合には，前述の①の場合を除き，その法人は事業年度終了の日から45日以内に決算が確定しない理由，延期を受けようとする期日等を記載した申請書を提出し，申告期限の延長を受けることができる。この場合は，税務署長が期日を指定する。

また国税通則法第11条の適用とは異なり、この申告に伴う法人税の納付については、本来の提出期限の翌日から指定された期日までの期間年7.3%の率で利子税が課税される（法75）。

③ 納税猶予

税務署長は、災害により法人がその有する資産に相当な損失を受けた場合は、1年以内の期限（やむを得ない理由があるときはさらに1年）に限り納税を猶予することができる。

この納税の猶予を受けようとする法人は、災害がやんだ日から2か月以内に納税地の税務署長にその申請をする必要がある（通則法46）。

(2) 法人税法上の災害税務一般⁵⁾

法人税法上、従来から一般的に適用される災害税務に関する規定には、以下のものが挙げられる。

① 棚卸資産等の評価損

法人の有する棚卸資産、固定資産、一定の繰延資産につき、災害により著しく損傷し、その価額が帳簿価額を下回ることとなった場合、評価換えをし損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その差額を限度にして損金算入することができる（法33）。

② 災害による欠損金の繰越控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額については、災害損失のみならず、事業自体の赤字も含めてすべて5年間繰越控除の対象となる（法57①）。

白色申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度の欠損金のうち災害により、棚卸資産、固定資産等について生じた損失に係るもの（災害関連支出を含む）がある場合には、被災事業年度の翌年から5年間その災害損失までの金額は損金に算入する。なお、白色申告であっても連続して確定申告書が提出されていることが要件である（法58）。

③ 保険差益の圧縮記帳

法人が固定資産の滅失又は、損壊により保険金の支払いを受け、代替資産を取得した場合は、その取得価額を保険差益の額のうち圧縮限度額まで一定の経理により減額したときは、その減額した金額は、その年度の損金に算入できる（法47）。

④ 耐用年数の短縮

災害等の理由により減価償却資産の存する地盤の隆起又は沈下あるいは、設置場所が原因で減価償却資産が著しく腐食したことにより、使用可能期間が法定耐用年数に比し著しく短いこととなった場合は、国税局長の承認を受けて耐用年数を短縮することができる（法令75）。

(3) 所得税法上の災害税務一般⁶⁾

① 災害減免法

災害によって住宅又は家財に甚大な被害を受けた人については、その年の合計所得金額の区分に応じて、その年の所得税額が次のとおり減免される（災免法令(新)②）。

合計所得の金額	所得税の減免額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1免除
750万円超 1000万円以下	4分の1免除
1000万円超	災害免除法の適用なし

この場合の「甚大な被害」とは損害額が住宅又は家財の価額の50%以上である場合をいう（災免法令(新)1）。災害減免法による所得税の減免制度と所得税法における雑損控除とは、どちらかを選択適用することとされている。

雑損控除と災害減免法の違いは、雑損控除が所得控除の1つであるのに対して、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律）による減免は所得税額自体の軽減・免除の規定であることである（災免

法2)。しかも災害減免法の対象は災害による損失のみで、損害額が住宅や家財の50%以上の場合に限定されている点であり、しかも年分の所得税のみが減免され、繰越控除はできないことである。

② 雑損控除

個人の所有する資産について（配偶者等の有する資産も含む）（日常生活をする上で通常必要となる資産，例えば①現金②衣類③住宅④家財などについて）災害または盗難もしくは横領による損失を生じた場合には，一定の方法により算出した金額を，その個人の総所得金額，短期所有土地等に係る事業所得等の金額，土地等に係る事業所得等の金額，分離短期譲渡所得の金額（特別控除後），分離長期譲渡所得の金額（特別控除後），株式等に係る譲渡所得等の金額，山林所得金額，退職所得金額から差し引くことができる（所法72）。引きれない金額があるときは，3年間の繰越控除ができる（所法71）。

雑損控除は，資産について災害等により損失が生じたときに，適用を受けることができる。ここでいう損失には，控除を受けようとする本人の所有する資産に生じた損失だけでなく，次の要件を満たす生計を一にする親族の所有する資産について生じた損失も含まれる（所法72①）。

ここでいう要件とは合計所得金額が基礎の金額（平成6年分は35万円，平成7年分は38万円）以下であることである。雑損控除の控除額は，次のアイのいずれか大きい金額である（所法72①）。

ア $A - B \times 10$ 分の1

イ 災害関連支出の金額 - 5万円

上記において A, B は，次の金額をいう。

A = 災害等による損失額 - 保険金，損害賠償金等により補てんされる金額

B = 総所得金額 + 分離課税の事業所得等の金額 + 分離課税の譲渡所得等の金額 + 株式等にかかる譲渡所得等の金額

③ 損失の繰越控除・繰戻還付

雑損控除を利用しても控除しきれなかった損失などの金額は、翌年以降3年間にわたって繰越控除ができる（所法70・71）。さらに、一定の要件を満たせば、過去支払った税金の還付、いわゆる繰戻還付を受けることもできる。

④ 耐用年数の短縮

青色申告者の所有する減価償却資産が、陳腐化等特別な事由に該当することになり、その使用可能期間が法定耐用年数と著しく異なることとなったときは、納税地の所轄国税局長の承認により、法定耐用年数に代えて、その承認された短い耐用年数により減価償却の計算を行うことができる（所令130①）。

⑤ 損失が生じた場合の取得費

資産について損失が生じた場合は、次の方法により取得費を改訂する（所基通51-9）。

損失を生じた資産が減価償却資産の場合には未償却残高から損失発生直後の時価を引いた金額を減価償却費に算入された金額とみなす。また損失を生じた資産が減価償却資産以外の固定資産又は山林の場合には未償却残高から損失発生直後の時価を引いた金額を取得費から控除する。

3. 阪神・淡路大震災に対する特別な災害税務

従来から上記のような災害課税一般があった。しかしわが国には阪神・淡路大震災に対しては以下の税制上の特別支援措置がとられていた。阪神・淡路大震災に対しては次のような経過により臨時特例法による特別措置が講じられていた。

まずわが国の阪神・淡路大震災にかかわる租税関係の特別措置は国税・地方税両方が2回実施された。最初は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災税特法）及び地方税法の一部を改

正する法律で2月20日に交付された。これは主として所得税と住民税が中心であった。また3月7日には災害被害者（被災者や被災企業）に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律（災害減免法）の一部も改正した。

次に、3月27日は震災特例法の一部改正、地方税法の一部改正があり公布された。したがって震災特例法では以下の規定が制定されていった。

具体的には2月20日は所得税・住民税の減免を中心として、災害減免法や雑損控除を平成6年分の所得にも適用できるなどの措置、3月7日の措置は地価税、法人税の還付を主たる内容としていた。3月27日の措置は震災臨時特例法の一部改正という形で、災害損失の繰戻還付、代替被災資産の特別償却、被災地の買換特例、譲渡益特別控除、相続税・贈与税の軽減、地価税の減免等震災臨時特例法の総仕上げとして成立した⁷⁾。

（1）阪神・淡路大地震に対する法人税法上の災害課税特例⁸⁾

震災関係費用通達（法基通）として個別通達として基本通達の特例（資本的支出と修繕費、寄付金、福利厚生費、交際費等の基本通達に対する例外）を定め、この通達は、「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（課法2-1、課審4-11、査調4-1）といわれるものである。この震災関係諸費用の特例として、以下のものが震災関係費用通達に定められた。

① 災害損失の繰戻還付

大震災により棚卸資産、固定資産等に生じた損失につき、その事業年度開始前1年以内に開始した事業年度の法人税額から損失金額に対応する金額の還付を請求できる。なお欠損金額の2分の1相当額が前1年以内に開始した事業年度の所得金額を超える場合には、欠損金額の2分の1相当額に対応する額を限度として、前2年以内に開始した事業年度の法人税額からの還付請求ができる（震災特例法23）。

② 利子・配当等に係る源泉所得税の還付

法人が1995年1月17日から1996年1月16日までに終了する事業年度（仮決

算の中間報告－中間期間を含む）において、地震に係る損失金額がある場合、利子・配当等に係る所得税額を改定所得税額控除限度額の範囲内で控除するとし、控除しきれなかった源泉所得税額は還付されることとなった（震災特例法24）。

③ 災害損失特別勘定の損金算入

法人が、被災事業年度において、被災資産の修繕等のために要する費用の見積額として、次のアとイのうちいずれか多い金額（保険金等で補てんされる部分は除く）以下の金額を災害損失特別勘定として経理したときは、その経理した金額は、損金算入される。

- ア 被災資産の被災事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合におけるその差額に相当する金額
- イ 被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次の修繕費用等の見積額
 - i 被災資産の取壊しまたは除去のための費用
 - ii 被災資産の原状回復費用
 - iii 土砂その他の障害物除去費用等
 - iv 被災資産の損壊または価値の減少を防止するための費用

1年以内にその修繕を実行し、その支出額は、修繕費として処理した場合に、この特別勘定は取崩し益金に算入することになる。

④ 補強工事修繕費

被災した資産をその被災前の状態に戻す（効用を維持する）ための補強工事修繕費として扱う。

⑤ 賃借資産の修繕費用

賃借資産については所有者に修繕義務がある（たとえばリース OA 機器）が、その修繕を行った場合においても修繕費として損金算入できる。

⑥ 従業員等に対する災害見舞金

災害を受けた役員，使用人に対し一定の基準に基づき支給した災害見舞金は，社会通念上相当な範囲で福利厚生費として扱うことができる。

⑦ 被災者用仮設住宅の設置費用

被災者向けに一時的に使用する仮設住宅を建てた場合，これらに用した費用は，その居住に供した時に損金算入できる。

⑧ 災害復旧費用の原価外処理

災害復旧費は，原価計算に基づき原価外として処理できる。一時に損金算入できる。

⑨ 取引先に対する売掛債権の免除

被災した取引先の復旧支援の目的で売掛金，貸付金等の債権放棄した場合，交際費，寄付金以外の費用として取り扱われる。

⑩ 取引先に対する災害見舞金

被災した取引先の復旧に対し，従前の取引関係の維持，回復のために支出する見舞金は交際費としないことができる。

⑪ 災害見舞金として同業者団体への支出

同業者団体の構成員が，災害による損失が生じた場合の相互扶助に関する規約等に基づいて構成員に賦課した分担金等は寄付金以外の費用として取り扱うことができる。

⑫ 取引先に対する低利，無利息融資

被災した取引先の復旧支援のため低利，無利息の融資は寄付金としないことができる。

⑬ 自社製品の被災者への提供

一般の被災者に対し，自社製品を無償で提供した費用は広告宣伝費にして処理することができる。

上記①～⑥は被災法人側の諸費用の取扱いであり，⑦～⑬は被災法人以外

の法人が被災者を支援するための諸費用の取扱いである。

⑭ 被災者向けの優良賃貸住宅の割増償却

ア 割増償却

法人が、1995年4月1日から1998年3月31日までの間に、次に掲げる区域内に、一定の要件を充足する優良な賃貸住宅を取得し又は新築し、賃貸の用に供した場合は、その被災者向け優良賃貸住宅については、5年間にわたって通常の減価償却の50%（耐用年数45年以上は70%）割増しで減価償却することができる。（震災特例法17）。

適用区域は次の10市7町である。大阪市、豊中市、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、西淡町。

イ 適用要件

割増償却の適用を受けることができる「被災者向け賃貸住宅」とは、以下のiの要件に該当する共同家屋で新築後使用されたことのないもので、次のiiの要件に該当する部分（特定付属設備を含む）とされている。（震災特例法令15①）。以下に掲げるすべての要件に該当する共同住宅である。その共同家屋が耐火構造建築物又は準耐火構造建築物であること。その共同家屋の取得価額が3.3m²当たり95万円（耐火構造は100万円）以下であること。その共同家屋の各独立部分の数が10以上であること。

- i その共同住宅が次のいずれかの要件を満たしていること。
 - 地方公共団体等に対し貸し付けられること。
 - 住宅金融公庫等の融資を受けて新築したものであること。
 - 住宅・都市整備公団から取得したものであること。
- ii 各独立部分は以下に掲げるすべての要件に該当すること。
 - その床面積が50m²以上で、かつ120m²以下であること。
 - 専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えていること。

- その賃貸が公募により行われ、その賃貸が被災者に対し優先して行われることが明らかにされていること等。

⑮ 被災代替資産等の特別償却

法人が、1995年1月17日から2000年3月31日までの間に、被災した建物、構築物、機械装置に代わる建物、構築物、機械装置（いずれもすでに事業の用に供されたことのないもの）を事業の用に供した場合は、特別償却が認められる（震災特例法18）。これらの資産を被災代替資産等という。

⑯ 被災市街地の土地譲渡益課税の特例

法人の有する土地等（棚卸資産を除く）の譲渡が次に掲げる要件を満たす場合、租税特別措置法に定める特例制度とみなし、特例を適用できる制度ができています（震災特例法9）。震災特例法第1項～第6項に定める特例の要件、控除金額の概要は以下のとおりである。

ア 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例制度等

特定の土地等の譲渡を租税特別措置法第6条第1項第2号（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例：圧縮記帳）に規定する土地等の譲渡とみなして、同条ならびに租税特別措置法第64条の2（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）及び租税特別措置法第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除：5,000万円控除）の規定を適用する（震災特例法19①）。

イ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度

特定の土地等の譲渡を租税特別措置法第65条の3第1項第1号（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除：2,000万円控除）に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する（震災特例法19②）。

ウ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度

特定の土地等の譲渡を租税特別措置法第65条の4第1項第1号（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除：1,500万円控除）に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する（震災特例法19③，④）。

エ 特定事業用資産の買換え特例

1995年1月17日から2000年3月31日までの間「譲渡資産」の譲渡をし，原則としてその譲渡の事業年度において，それぞれ譲渡資産に対応する「買換え資産」の取得をし，かつその取得日から1年以内に，その買換え資産を一定地域内で事業の用に供した場合，又はその見込みである場合は，その買換え資産につき圧縮記帳の制度が適用できる（震災特例法20）。

(2) 阪神・淡路大震災に対する所得税法上の災害税務特例⁹⁾

① 1994年分の所得での雑損控除の適用

雑損控除は，原則として損失が生じた年の所得税の計算上適用することができる。したがって，阪神・淡路大震災により生じた損失は，1995年分の所得税において控除対象となる。1996年に行う1995年分所得税において控除対象となる。1996年に行う1995年分の所得税の確定申告時まで税額軽減の恩恵は受けられないことになる。一方，災害復旧等を早急に行うためには，税額軽減等の措置を早目に行う必要があるため，阪神・淡路大震災により生じた損失については雑損控除の適用年度を1年繰り上げて，1994年分の所得税について適用ができることとなった（震災特例法3）。

雑損控除における損失額の計算の基礎となる資産の価額は，損失が発生した当時のその資産の時価だが，資産の時価を見積るのは，非常に困難な場合が多いので，阪神・淡路大震災の被災者については，次の簡便な方法により損失額を計算できることとした。

ア 住宅の場合の損失金額

1 m²あたりの時価額×延床面積×被害割合

イ 家財の場合の損失金額

(A+B)×被害割合

A=1994年分の総所得金額×50%

B=(本人+同居親族の数)×(大人1人100万円, 子供1人60万円)

ウ 自家用自動車の場合の損失金額

自家用自動車の取得価額×時価率－処分(見込み)価額等

住宅の時価額簡易表

建設時期	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造		鉄筋 コンクリート造		鉄筋造 ブロック造
平成2－平成6	175	329	258	201	156	
昭和60－平成元	158	316	248	190	148	
昭和55－昭和59	141	303	238	178	140	
昭和50－昭和54	124	290	228	166	132	
昭和45－昭和49	107	278	218	154	124	
昭和40－昭和44	90	265	208	143	116	
昭和39以前	73	252	198	131	108	

被害割合表

住 宅		家 財		摘 要
		火災要因	地震要因	
全損	100	100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できないもの
全損に準じるもの	70	100	70	主要構造物の損害額が、その建物の時価の50%以上であるか、消失又は崩壊部分の面積が70%以上に達した程度のもので、残存部分を補修すれば再び使用できるもの

自家用自動車の時価率表

保有期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上
時 価 率	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

② 1994年分所得での資産損失の特例措置

大震災により生じた棚卸資産、事業用の固定資産、山林等の損失の金額については1年繰り上げて1994年分の事業所得の計算上必要経費への算入を認める（震災特例法4）。また大震災により不動産所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される資産等に生じた損失の金額について、1994年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として、これらの所得の計算上必要経費への算入を認める。

③ 雑損失又は純損失の繰越控除の特例(1)(2)①の特例により控除しきれなかった金額がある場合には、1995年から1997年までの各年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を認める。

④ ①②を選択しなかった場合、住宅又は家財について甚大な被害を受けたものについては、その被害を1994年に受けたものとして、同年の所得税について、災害減免法により所得税の軽減免除を受けることができる。

⑤ 申告期限の延長

1994年分の所得税の申告期限は、次の指定地域が納税地である人については、自動的に1995年5月31日まで延長されている。また、被災によりしばらく申告できない個人については、1996年3月15日（消費税は1996年4月1日）まで1年間申告期限が延長される。

被災地に自らは居住していなかった人（納税地が被災地以外にある人）の場合でも扶養親族が被災地内にいたとか、又は店舗などの資産が被災地内にあった等に伴い、申告が法定期限（1995年3月15日）までにできなかった人についても、個別に所轄税務署に申請し、承認を受ければ同様の取扱いとなる。

指定地域は豊中市、神戸市、尼崎市、明石市・西宮市、洲本市、芦屋、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮市、

五色町，東浦町，三原郡西淡町であった。

⑥ 災害損失特別勘定の設定

個人が，被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額として災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれる次の費用の合計額（1996年1月1日以降に支出すると見込まれるものに限り）を1995年において災害損失特別勘定に繰り入れた場合，その繰り入れた金額は，1995年分事業等所得の金額の計算上必要経費とすることができる（所基通2）。

- ア 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用
 - イ 土砂その他の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - ウ 被災事業資産の原状回復のための修繕費
 - エ 被災事業資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用
- ⑦ 復旧費用等

ア 復旧費用

被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事。排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用の額は，修繕費として必要経費に算入することができる。ただし，被災事業資産の復旧に代えて代替資産の取得等をした場合，その取得のために支出した金額は，当該資産の取得価額となる（所基通8）。

イ 繰越資産の基因となる資産が損壊等した場合

繰延資産の基因となる資産が損壊等した場合についても，上記の規定の適用を受けることができる（所基通9）

ウ 貸借資産が損壊等した場合

賃借している建物・機械等の資産が災害で損壊した場合において，修繕等の補修義務がないにもかかわらず，賃借人が原状回復等のための修繕を行った場合は，その費用を賃借人の事業等所得の必要経費とすることができる。逆に賃借人が補修義務がないにもかかわらず同様の支出をした場合も同様で

ある（所基通10）。

エ 従業員に対する災害見舞金，同業団体に拠出する分担金

i 従業員に対する災害見舞金

自己の使用人に対して支給した災害見舞金（物品も含む）で，一定の基準に従って支給され，かつその金額が社会通念上相当であると認められるものを支給した場合，その支給した金額は，福利厚生費として必要経費に算入することができる（所基通11）。

ii 同業団体に拠出する分担金

同業団体等の構成員の業務用資産の災害による損失を補てんする目的で，構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って賦課され拠出した分担金等は，必要経費とすることができる（所基通13）。

オ 災害復旧費用等の原価外処理

災害により被害を受けた製造設備に係る修繕費用等及び災害が原因で操業停止したことに伴う損失につき，適正な原価計算に基づいて原価外処理をしたときは，これを認めることとする（所基通12）。

カ 居住用賃借建物が倒壊した場合の権利金の取り扱い

災害により，権利金を支払って貸借していた住宅が損壊したため，賃借権を放棄した場合におけるその権利金の未償却残額相当額（その権利金を繰延資産とみなして償却した場合の未償却残額）は，雑損控除の対象となる損失額に含まれる（所基通14）。

⑧ その他の特例措置

ア 大震災により受けた被害が原因で財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄について払出しをした場合は，非課税要件に合致しない払出しであっても，利子等を非課税とする（震災特例法7）。

イ 住宅取得促進税制が大震災により居住の用に供せなくなった場合の住宅借入金等の残額について，引き続き特例を適用し，その後の住宅の

取得又は増改築があったときには、住宅取得促進税制の限度額の範囲内で、旧住宅の借入金等も対象とする（震災特例法16）。

- ウ 被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴い、清算金に代えて換地上に施行者が建設する住宅を取得する場合等には、取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める（震災特例法12）。
- エ 大震災により住宅が滅失等した従業員に対する企業からの住宅取得等のための無利子融資又は低利融資については、従業員の受ける経済的利益には課税しない（震災特例法11）。

(3) 阪神・淡路大震災に対するその他の国税の災害税務特例¹⁰⁾

① 相続税・贈与税

まず始めに、相続税・贈与税の納税義務者が、災害により相続等により取得した財産について、申告書の提出期限前に甚大な被害を受けた場合には、申告する財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により計算する（災害減免法6①）。

ここで、甚大とは、相続等により取得した財産のうち、災害により被害を受けた部分の価額（保険金等により補てんされた金額は除く）が相続税などの課税価格の計算の基礎となった財産価額（債務控除後）の10分の1以上であることをいう。

次に、相続税・贈与税の納税義務者が、申告書の提出期限後に甚大な被害を受けた場合には、その被害日以後に納付すべき相続税額や贈与税額のうち、被害を受けた部分に対する税額が免除される（災害減免法4）。

なお、この規定の適用を受けるには、災害の止んだ日から2ヵ月以内に、「災害減免法4条の規定による相続税、贈与税の免除承認申請書」を提出しなければならない。

② 酒税・たばこ税・揮発油税・地方道路税・石油ガス税・石油税

こうした税を課せられ、こうした税の納税義務者が販売のために所持する

物が被災した場合には、これらに課せられた税金相当額（保険金等により補てんされた金額は除く）を、納税義務者の納付税額から控除するなどの規定がある（災害減免法7）。

③ 自動車重量税

自動車販売業者などが、自動車検査証の交付を受ける目的で保管している自動車のうち、災害による被害により使用が廃止されたものについても、上記②に準じて取り扱われる（災害減免法8）。

④ 消費税

災害により本社建物などが被害を受け修繕した場合には、建物の修理等をするための費用は課税仕入に係る支払対価に該当し、仕入税額控除の対象になる。

ただし、課税売上割合95%未満の事業者が、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合には、事業内容や本社建物の使用状況等により課税仕入に係る消費税額の全部または一部が控除できないことになる。

(5) 阪神・淡路大震災に対するその他の地方税の軽減・減免の特例等¹¹⁾

災害に遭った場合の地方税の軽減・減免などの特例は、国税同様大きく2つに分けられる。1つは納期限等の延長で、もう1つが税額そのものの軽減・減免である。

納期限等の延長については、災害が止んだ日から原則2ヵ月まで延長できるが、国税の納期限が画一的に延長された場合には、これに準じることになる。阪神・淡路大震災には地域指定と個別指定が併用された。

地域指定では、阪神大震災には18の市町村を指定し、1995年1月17日以降同年5月30日までに申告書の提出期限が到来ものについては同年5月31日申告期限を延長している。これに対して個別指定は、納税者である法人からの申請による期限の延長である。このように納期限が延長されるのは、都道府県知事等が、指定した地域のほか、それ以外の地域でも、個別的に都道府県

知事等に申請することにより行える。また、災害に遭った場所のほかに事務所を有する場合であっても、税務所所在地の都道府県知事等に認められれば、その所在地においても納期限延長はできる。

次に、税額の軽減・減免についてみると、対象となるのは、個人事業税、道府県民税、市町村民税、自動車税、固定資産税などでその内容は以下のとおりである。なお、法人事業税、道府県民税、市町村民税については税額の減免は行われず、法人が都道府県知事等に申請することにより1年以内の徴収猶予が実施される。

① 個人事業税

個人事業税については、事業所得600万円以下の者に対して、事業用資産の価格の2分の1以上の損害（保険金等により補てんされた金額は除く）を受けた場合、次のような軽減・減免がある。

事業所得	軽減・減免
300万円以下	100%
450万円以下	50%
450万円超	25%

② 自動車税

自動車税については、損害の程度に応じて2分の1以下の税額が軽減される。

③ 市町村民税

市町村民税については、災害により次の事由に該当することとなった場合、各々の軽減・減免が受けられる。

事 由	軽減・減免率
死亡した場合	100%
生活保護を受けることになった場合	100%
障害者になった場合	90%

さらに所得金額600万円以下の者に対して、損害額が住宅または家財の10分の3以上の場合には、以下のような軽減・減免がある。

合計所得金額・軽減・減免率		
合計所得金額	損害が10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
300万円以下	50%	100%
450万円以下	25%	50%
450万円超	12.5%	25%

④ 固定資産税

固定資産税については、損害の程度や次の区分に応じ各々の軽減・減免がある。

ア 農地または宅地

損害の程度	軽減・減免率
被害面積がその土地面積の10分の8以上	100%
10分の6以上10分の8未満	80%
10分の4以上10分の6未満	60%
10分の2以上10分の4未満	40%

イ 家屋

損害の程度	軽減・減免率
全壊等復旧不能	100%
10分の6以上	80%
10分の4以上10分の6以下の価値減	60%
10分の2以上10分の4以下の価値減	40%

4. ロサンゼルス・ノースリッジ地震に対するアメリカの災害税務

(1) アメリカにおける連邦税における災害課税一般

内国歳入法第165条(h)は内国歳入法 A 編所得税法第一章に含まれる。

(a) 課税年度中に発生した損失で保険等で填補されない損失については控

除が認められる。

- (c) (a)に規定される控除のうち個人に認められる控除は一定の損失に限られる。

業務又は営利を目的として保有される資産以外の資産から発生する損失については、火事、嵐、船舶事故等の災害又は盗難に起因して発生した損害で(h)号に規定される限度額を超える額である。

- (h) (1)個人に認められる損失は、(c)項(3)に規定される損失でかつ盗難・災害の各一件につき\$100を超過した額が控除対象となる。(2)(A)盗難・災害に起因する個人の損失が、盗難・災害に起因する利益を超える場合には、以下の合計額を限度として控除が認められる。(i)盗難・災害に起因する個人の利益の額(ii)盗難・災害に起因する損失が納税者の調整後総所得額の10%を超過する額

またアメリカ法人所得税において災害による損失、営業又は事業の用に供される資産の売却その他の処分からの損失は、事業損失と考えられる¹²⁾。

- (2) ロサンゼルス・ノースリッジ地震に対する対応させた連邦税の災害課税特例

ノースリッジ地震による災害損失に関する連邦個人所得税の所得控除には調整後総所得額10%の控除限度額は適用されない。

- (3) ロサンゼルス・ノースリッジ地震に対する対応させたカルフォルニア州税における災害課税特例

具体的にはカリフォルニア州税に対しては以下の特別措置がなされた。

- ① ノースリッジ地震の被害者は2.5%の個人退職年金制度（IRA）からの早期支給に係るペナルティを免除される。
- ② ノースリッジ地震の被害者は2.5%の自営業退職年金制度（Keogh又はHR10）からの早期支給に係るペナルティを免除される。
- ③ 固定資産税上、一般には固定資産に損失が生じ、その固定資産が3年

以内に類似の固定資産と取り替えられた場合には、新しい固定資産の価値は損失を受けた固定資産の価値を引き継ぐ。ノースリッジ地震によって固定資産に損失が生じた場合には取り替え期間は5年である。

- ④ ノースリッジ地震の被害者には売上税・使用税，ガソリン税，燃料使用税，酒税又はタバコ税の申告に1ヶ月の延長が認められる。
- ⑤ ノースリッジ地震により災害を受けた家屋や業務者には固定資産税の減税が認められる。
- ⑥ ノースリッジ地震の災害で商品価値を失った酒又はタバコを在庫で抱える物流業者，卸売業者又は小売業者に還付金請求が認められる。
- ⑦ ノースリッジ地震の被害者の所得税納税が法律で定められた延長期間内に行われた場合には罰金は課せられない。
- ⑧ ノースリッジ地震の被害者は1993年の所得税申告の際に1994年のノースリッジ地震による災害損失に関する所得控除を取ることが選択によって認められる。
- ⑨ ノースリッジ地震の被災地にあるトレーラーハウス敷地を1991年10月に非営利団体，協同組合，又は政府機関等に所有権を移転し，その後76ヵ月以内に所有権をさらに移動した場合には流通税が免除される。

結果的にはロサンゼルス・ノースリッジ地震を通じてカルフォルニア州レベルで利用できる特別な税金の救済措置としては以下の6つの政策に分類できる。

- ① 売上税や使用税，ガソリン税，燃料使用税，アルコール飲料税，タバコ税に対する支払期日の1ヵ月の拡張
- ② 時間どおりに申告書を提出できない人々には罰金や利子は免除される。
- ③ 家庭や企業組織のような損害を受けた財産に関する財産税の評価の切り下げと支払いの延期，資産税の軽減は州の税額査定者に災害から生じた財産価値の損失を認めさせる。価値の引下げは5000千ドルを超え

なければならない。一度認められたものは、災害の日から回復、修理、再構築されるまで低くなった評価を維持する

- ④ 流通業者や卸売業者や小売業者によって、市場性のない商品に関して
は支払われたアルコール飲料税やタバコ税の払い戻し
- ⑤ 固定資産税の軽減
- ⑥ 地震の被害者は1993年の所得税申告の際に1994年のノースリッジ地震
による災害損失に関する所得控除を取ることができる。

(4) カリフォルニア州税における災害課税の特例の具体例

- ① カリフォルニア州個人所得税法第17201条：内国歳入法の適用

カリフォルニア州税法に特定の定めがない限り、内国歳入法 A 編所得税第一章に規定される個人及び法人を適用対象とする項目別控除及び控除除外規定は、原則としてカリフォルニア州課税所得の計算に際しても適用される。

- ② カリフォルニア州個人所得税法第17085.5条：ノースリッジ地震被災者への満期前支給年金に対する追加税の免除

(a) 1994年1月のノースリッジ地震及びその余震により生計に困難が生じたり災害を蒙った個人が、1994年1月17日以降1995年1月17日までの期間に、従業員年金から満期前の適格支給を受けた場合には、内国歳入法第72条(m), (q), 及び(t)項及びカリフォルニア州個人所得税法第17085条(c)に定められた2.5%の加算税を賦課しない。

(b) この条文の運用において、

- i 被害とは被支給者及びその家族の身体への危害、資産への損害を含むが、これらに限定されるものではない。
- ii 適格支給には以下のものが含まれる。
 - ・内国歳入法408条に定義される個人退職年金制度（IRA）からの支給
 - ・内国歳入法401(a)条の条件を満たす同法401(c)(1)条に定義される自営

業を営む個人のための適格自営業者退職金制度（通称 Keogh 又は HR10）からの支給

- ・ 自営業を営む個人で内国歳入法401条(c)(1)により従業員として扱われる者に対する同法403条(a)に規定される適格自営業者退職金制度からの支給

③ カリフォルニア州資産税法第69条：災害を蒙った資産に関する代替の取得

カリフォルニア州憲法第Ⅷ A 条第 8 項により、他の税法の規定にかかわらず、州知事が認定した災害から 3 年以内に同じ郡内で購入又は建設された同種の資産は、崩壊した又は重大なる損傷を受けた資産の代替として被災した資産の評価額を引き継ぐことができる。ノースリッジ地震によって資産に損傷が生じた場合には代替資産の取得期間は 5 年とする。

④ カリフォルニア州個人所得税法第17207条：災害によって発生した欠損の繰越と繰戻

- (a) (c)項に定義される超過災害欠損は、以下の災害に起因する場合に(b)項の規定に基づき繰越が認められる。

1994年 1 月17日またはそれ以降にロサンゼルス郡、オレンジ郡及びヴェンチュラ郡で発生した地震、または余震とそれに関連した被害

- (b) (1)内国歳入法165条(c)で規定される個人による欠損金使用制限に関しては、超過欠損についてのみ被害が発生した年から 5 年間の繰越が認められ、さらにこの 5 年間で終了した後も繰越超過欠損が残っている場合には、その残額の50%にその後10年間の繰越しが認められる。

- (c) 繰越超過欠損とは内国歳入法第165条の規定に従って計算された損失で、災害の発生した年の調整後総所得を当該損失が超える額、又は納税者が同法165条 i の選択を行う場合には災害の発生直前の年度の調整後総所得額を超える損害の金額である。

- ⑤ カリフォルニア州法人税法第24347.5条：災害によって発生した欠損の繰越
- (a) (c)項に定義される超過災害欠損は、以下の災害に起因する場合に(b)項の規定に基づき繰越が認められる。
- 1994年1月17日またはそれ以降にロサンゼルス郡、オレンジ郡及びヴェンチュラ郡で発生した地震、または余震とそれに関連した被害
- (b) (1)内国歳入法165条で規定される欠損金使用制限に関しては、超過欠損についてのみ被害が発生した年から5年間の繰越が認められ、さらにこの5年間が終了した後でも繰越超過欠損が残っている場合には、その残額の50%にその後10年間の繰越しが認められる。
- (c) 繰越超過欠損とは内国歳入法第165条の規定に従って計算された損失で、災害の発生した年の純所得を当該損失が超える額、又は納税者が同法165条 i の選択を行う場合には災害の発生直前年度の純所得を超える損害の額である。
- ⑥ カリフォルニア州個人所得税及び法人税手続法第19132.5条：不納付加算税免除
- (a) 適格納税者についてはカリフォルニア州個人所得税及び法人税手続法第19132条により同法第18567条および第18604条に規定される延長後申告期限までに申告書が提出され、かつ延長期間に含めない申告期限までに納付すべき税額が以下の期限日までに納付された場合には、不納付加算税が免除される。
- i 個人、パートナーシップおよび受託納税者の場合には延長を含めない申告期限日より6ヶ月以内
- ii 法人の場合には延長を含めない申告期限日より7ヶ月以内
- (b) この条文における適格納税者とは1994年1月に生じたノースリッジ地震、その余震及び関連したその他の災害により以下の被害を受けた法

人，受託納税者，パートナーシップまたは個人を意味する。

- i 重大なる資産に対して被害を受けた適格納税者
- ii 雇用者が受けた資産に対する被害により失業した適格納税者
- iii ノースリッジ地震の発生した地区において業務が重大に阻害され損失を蒙った適格納税者

⑦ 1994年税制改正第17章 (A.B 2290)

この税制改正により，1994年1月に発生したノースリッジ地震，その余震及び関連した災害の結果，ロスアンジェルス郡，オレンジ郡，ヴェンチュラ郡で蒙った損失については納税者に特別災害控除を認める。納税者はこの損失を地震の起こる直前の課税年度に計上することを選択できる。この選択は災害が発生した課税年度の延長期間を含めた期限日までに提出された申告書または修正申告書上で行うものとする。

⑧ カリフォルニア州資産税法62.2条：トレーラーハウスパーク所有権の再評価に関する例外規定

(a) 被災地にあるトレーラーハウスパークの所有権が1991年10月1日から1991年10月31日の間に非営利団体，協同住宅法人等に譲渡され，その後76ヶ月以内にその所有権がさらに本項の規定に従って再譲渡された場合には，所有権の移転に伴う再評価の免除規定に該当する。上記の規定中被災地にあるトレーラーハウスパークとはロサンゼルス郡に存在し以下の条件を満たす地域にあるものをいう。

- i 1994年1月17日のノースリッジ地震の結果，カリフォルニア州知事が重大被災地で援助が必要であると認定した地域
- ii 連邦法に基づき大統領が被災地と認可した地域

⑨ News Release, NR No.4-M：ノースリッジ地震により損害を蒙った事業主及び資産の持主に対する税務上の救済措置

ロサンゼルス郡およびベンチュラ郡で1994年1月のノースリッジ地震によ

り被害を受けた事業主及び資産の所有者に対し以下の三通りの緊急税務救済対策が出された。

- (a) ノースリッジ地震の被害者に対する売上・使用税，ガソリン税，燃料使用税，酒税及びタバコ税の申告書提出期限に1ヶ月の延長が認められる。
- (b) ノースリッジ地震により災害を受けた住宅や業務用構築物に対する資産税の関し評価額の減額及び納付期限の延長を認める。
- (c) ノースリッジ地震の災害で商品価値を失った酒又はタバコに対し物流業者，卸売業者又は小売業者がすでに納付した酒税，タバコ税の還付を認める。

5. 日米の災害課税の国際比較

日米の災害税務を比較すると以下のことが指摘できる。

第一にわが国では阪神・淡路大震災に対する災害税務について，国税と地方税で特別措置が設けられたものの，国税中心であった。一方アメリカではロサンゼルス・ノースリッジ地震に対しての税務上の特別措置は，連邦税における規定よりも州税が中心となって実施されていたことである。

第二にわが国では，災害課税の特例については詳細な規定が準備されていた。一方アメリカではわが国ほど詳細な規定ではなかった。わが国において詳細すぎることは緊急時の被災者たる納税者には理解しにくい規定にしていると指摘したい。また詳細すぎる規定は，チェック事項を多くし，執行における効率性を害していると考えられる。もっとアメリカのように簡素化すべきである。

第三にアメリカの災害税制は法人の規定よりも，個人規定の方が多い。一方わが国は，災害税制については，法人，個人と問わず詳細な規定により対応が図られた。

第四にアメリカの連邦税の災害課税一般には、わが国の所得税法における災害課税一般規定である雑損控除に類似する規定があった。しかも損失金額のうち所得金額の10分の1を超える金額が控除される点は、わが国とアメリカでは同じである。さらには、ロサンゼルス・ノースリッジ地震に対しての税務上の特別措置には、1993年の分の申告時に1994年の地震による損失金額を繰り上げて控除できると規定された。これもわが国の神戸・淡路地震の課税特例として設けた雑損控除の適用年度を1年繰り上げて適用できる措置と内容は一致していた。

第五として、アメリカのカリフォルニア州税における災害課税の一般は、内国歳入法の規定の項目別控除等が原則として適用されていることである。これはわが国においても、所得税法上の雑損控除と住民税法上の雑損控除の計算が基本的に同じであることと類似している。

第六として繰戻還付制度である。わが国の税法では、繰越控除が原則5年、繰り戻し還付は1年であった。一方アメリカ内国歳入法では、繰越超過欠損金が残っている時は、その残高の50%に10年間の繰越しが認められていた。

6. わが国の災害課税の問題点

阪神・淡路大震災は一瞬にして、多くの人命を奪うと同時に多くの構造物を倒壊させた。この一瞬にして財産を失った納税者に対して税務当局は、多くの税制上の特例を設けていった。しかし税務上ないしは執行上以下の問題点が考えられる。

まず、雑損控除の計算についてである。雑損控除の際に、被災財産の評価については簡易計算表が使用されたが、適用に罹災証明書が必要であった。すでに家財のなかには廃棄しているものもあるため、この記入には難しいものがあつた。災害時の評価にはもっと簡易な計算の方が望ましいといえる。

災害関連費用も、予期しがたい多額の費用が生じているはずであり広く考

えて良いと考える。大震災という非常時に、考えるべきことは被災者の立場である。したがって被災者にわかりやすい簡素化した税務が望ましい。

次に貸倒れの処理がある。災害の場合には債務者の事業開始、再建には時間を要するし、地震により、帳簿、証憑等が損傷し存在しなくなることもある。この状況に即した貸倒れの基準を緩和していく必要がある。

さらに災害損失特別勘定の繰入れについての問題である。災害損失特別勘定の繰入れについては、災害のあった日から1年以内に支出する修繕費用等の見積額を、災害のあった日を含む事業年度において損金算入することとなっていた。しかし實際上、被害の見積もりが困難である場合も多く、期間を限定せずに見積もりできた時点で、損金算入できるとする方が好ましいといえる。

最後に繰戻還付制度の問題である。わが国の税法では、繰越控除が原則5年、繰り戻し還付は1年であった。被災時には、少なくとも10年程度の期間を考慮し、税金の還付まで考えるべきである。復興するのに必要なだけ多額な金額まで還付してあげることが有益だからである。

7. おわりに

1995年1月15日の阪神・淡路大震災があった。そのちょうど1年前の1994年の1月15日にアメリカのロサンゼルス地震が発生した。そこで本小論では、阪神・淡路大震災でのわが国の被災者に適用された税法上の規定（従来からある災害税務の一般規定と阪神・淡路大震災のとき創設された特別規定）と、ロサンゼルス・ノースリッジ地震での被災者に適応されたアメリカの税法の規定（従来からある災害税務の一般規定とロサンゼルス・ノースリッジ地震のとき創設された特別規定）を比較検討したものである。その上で相違点を明らかにし、わが国における災害税務の問題点を指摘したものである。

第一にわが国は阪神・淡路大震災に対する災害税務について、国税と地方

税で特別措置が設けられたものの、国税中心であった。一方アメリカではロサンゼルス・ノースリッジ地震に対しての税務上の特別措置は、連邦税における規定よりも州税が中心となって実施されていた。

第二にわが国では、災害課税の特例については詳細な規定が準備されていた。一方アメリカではわが国ほど詳細な規定ではなく簡素な規定であかりやすかった。わが国において詳細すぎることは災害時の納税者の状況を考えると緊急時の課税措置としては問題がある。執行における効率性を考えアメリカのように簡素化すべきといえる。

第三にアメリカの連邦税の災害課税の一般規定には、わが国の所得税法における災害課税一般規定である雑損控除に類似する規定があった。損失金額から所得金額の10分の1が控除される点は、わが国とアメリカでは同じである。しかも税務上の特別措置として、申告時に、前年の地震による損失金額を繰り上げて控除できるという1年繰り上げて適用できる措置はアメリカとわが国とでは一致していた。

第四として、カルフォルニア州税における災害課税の一般は、内国歳入法の規定の項目別控除等が原則として適用されていることである。これはわが国においても、所得税法と住民税法では雑損控除の計算が同じであることと似ている。

またわが国では、災害損失特別勘定の繰入れについては、災害のあった日から1年以内に支出する見積額を、災害のあった日を含む事業年度において損金算入した。實際上、被害の見積もりが困難である場合も多い。1年以内に見積もり損金算入するという要件にせず、期間を限定せずに見積もりができた段階で、いつでも損金算入できるとする方が好ましいといえる。

第五として繰戻還付制度である。わが国の税法では、災害税務の一般規定として従来から繰越控除が原則5年、繰り戻し還付は1年であった。一方アメリカ内国歳入法では、繰越超過欠損金が残っている時は、その残高の50%

に10年間の繰越しが認められていた。被災時には、被災金額が大きくなった場合もあり、わが国でもアメリカと同様に災害税務の一般規定として、少なくとも10年程度の期間を考慮し、納付した税金の控除期間を考えるべきである。阪神・淡路大震災の時の課税特別措置として欠損金の2分の1相当額を前2年以内に開始した事業年度の法人税額から還付請求できると規定した。これはアメリカの一般規定と欠損金の繰越し金額については類似している。

第六として、住宅等に対する課税問題である。災害を蒙った住居、店舗、工場等の固定資産税の軽減はもちろんのこと、被害が多面で売却せざるを得ない固定資産（機械、備品、土地、工場、店舗等）の売却に係る税については、これを課税しないことである。新たな生活の回復、事業の再開のために被災者にとって必要不可欠であるといえる。

以上の災害課税の問題点を考慮し、今後わが国に地震が発生した時には円滑な税制上の対応が望まれる。わが国は戦後、経済効率等を追い求めひたすら経済発展をしてきた。自然や環境を無視してきたといえる。しかし自然や環境と人間の生活の調和を考え、税においても環境税、災害税制等を考えなおす良い機会が訪れたと考える。

本研究に使用したカルフォルニア州 Northridge 地区地震に関する税法の資料及び翻訳については監査法人プライスウォーターハウス・クーパース国際税務マネージャー LLP ロサンゼルス事務所の佐藤佳子さんの協力を得た。深く感謝致します。なお本小論「災害税制の日米比較研究」は、全国銀行学術研究振興財団の助成金により作成されたものである。

引用文献

- 1) 棚橋祐治「阪神・淡路大震災の産業への被害と対応」ジュリスト, No.1070, pp.124-126, 1995年
- 2) わが国の阪神・淡路大震災に係る租税関係の特例措置は、国税、地方税ともに二回にわたって実施された。

第一回の措置を定めたのは阪神・淡路大震災の被災地等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災税法）及び地方税法の一部を改正する法律であり、二月十七日に内閣から提出され、同日に衆参両院で議決の上同月二十日に公布された。

また、これらと同時に災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律（災害減税法）の一部が改正された。

第二回目の措置は、震災税法の一部改正及び地方税の一部改正であり、三月二十四日に内閣から提出され、同日に衆参両院で議決の上同月二十七日に公布された（河野久「阪神・淡路大震災の特別立法」ジュリスト、No.1070、p.193、1995年）。

- 3) 税理士会連合会では、1995年1月25日「兵庫県南部地震に伴う緊急要望書を提出（税理士会ニュース p 147）」また1995年2月22日には日本租税研究協会が「阪神・淡路大震災に伴う税制の税務上の特別措置についての要望」を公表している。これらは1964年の「新潟地震による災害被災者に対する法人税及び所得税の取り扱いについて」（個別通達・1964年直審（報144）、直審（所81）及び1968年直審（法66）、直審（所37））を勘酌した上で、「阪神・淡路大震災についてはその秩序、規模の大きさに鑑み、新潟地震の個別通達に準じた取扱いに加えて、さらにそれを一部拡充する措置」（日本租税研究協会・前掲）を要望している（木村弘之亮「兵庫県南部地震災害からの復興に要する税制」税経通信、Vol.50、No.7、p.15、1995年
- 4) わが国の国税通則上の災害税務一般手続きについては、（山田淳一郎『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社、1996年、pp.3-4）より規定を引用した。
- 5) わが国の法人税法上の災害税務一般規定については前掲書『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社、1996年、p.143より規定を引用した。
- 6) わが国の所得税法上の災害税務一般規定については、（前掲書『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社、1996年、pp.24-45、石黒進三他『災害をめぐる税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、p.65）から規定を引用した。
- 7) 奥村眞吾『Q&A 阪神大震災に伴う税金の救済措置』清文社、1995年、p.1
- 8) わが国の法人税法上の災害税務特別規定については、（前掲書「阪神・淡路大震災の産業への被害と対応」ジュリスト、No.1070、pp.124-126、1995年、前掲書『災害をめぐる税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、pp.87-99、前掲書『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社、1996年、pp.3-210）から規定を引用した。
- 9) わが国の所得税法上の災害税務特別規定については、（前掲書「阪神・淡路大震災の特別立法」ジュリスト、No.1070、pp.193-194、1995年、前掲書『災害をめぐる税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、pp.66-68、前掲書『大災害時の救済と復興の税務』財経詳報社、1996年、pp.50-63）から規定及び図表を引用した。
- 10) その他国税の災害税務特例については（前掲書『災害をめぐる税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、pp.108-109）より規定を引用した。
- 11) 地方税等の災害税務特例については、（前掲書『災害をめぐる税金・財産・保険の実践対策』六法出版社、pp.110-112）より規定及び図表を引用した。
- 12) 本庄資『アメリカ法人所得税』財経詳報社、1993年、p.380

参考文献

- 1) 「特集・災害等に係る税務上の特例措置」税務弘報, Vol.43, No.5, pp.105-150, 1995年
- 2) 「阪神・淡路大震災税制特例法を巡って」税経通信, Vol.50, No.7, pp.161-182, 1995年
- 3) 大村雅基『大震災をめぐる法人税務』大蔵財務協会, 1995年
- 4) 平川忠雄他「阪神・淡路大震災と税務」税経通信, Vol.50, No.5, pp.233-271, 1995年
- 5) 災害税務救済研究会『阪神大震災と税務』税務経理協会, 1995年
- 6) 『平成7年度版改正税法のすべて』日本税務協会, 1995年
- 7) 小川是「平成7年度税制改正及び阪神・淡路大震災への税制上の対応」租税研究, 1995年, No.549, pp.20-41
- 8) 成瀬宣孝「平成7年度の地方税改正と震災復興支援措置」租税研究, No.549, pp.42-57, 1995年
- 9) 渡辺文夫「阪神・淡路大震災に伴う税制・税務上の特別措置についての要望」租税研究, No.545, pp.4-10, 1995年
- 10) Office of Management and Budget, Financing the of Rebuilding : The Federal Financial Response to the Northridge Earthquake. January 1995.
- 11) Robert A. Petersen, "California Tax Handbook" Research Institute of America, 1998
- 12) Robert Bolin and Lois Stanford, "The Northridge Earthquake : Community-based Approaches to Unmet Recovery Needs" The Journal of Disasters Studies Policy and Management, March 1998